

プロポーザル（技術提案）方式による設計者等選定実施要綱

令和6年4月12日 改正

（目的）

第1 この要綱は、建設部が発注する建築設計に係る業務（令和6年1月9日付け国土交通省告示第8号別添一に定める設計の業務。以下「設計業務」という。）の受託者の特定を、プロポーザル（技術提案）方式により実施するにあたり、基本的な事項を定めることを目的とするものとする。

（対象）

第2 建設部長は、高度な創造性、技術力又は経験を必要とする設計業務のうち適当と認めたものについて、指名競争入札によらず、プロポーザル方式による受託者の特定を行うことができるものとする。

2 建設部長は、プロポーザル方式による受託者の特定を行おうとするときは、「出納局公有財産取得等事務依頼取扱要領（平成13年5月9日付け局入第5号。以下「事務依頼要領」という。）」第3第2項に定めるところにより、出納局長に指名選考委員会に係る事務（プロポーザル方式によることの適否の審議に係る事務）を依頼するために必要な事務手続きを行うものとする。

（定義）

第3 公募型プロポーザル方式（以下「公募型」という。）とは、設計業務の設計者等を選定する場合において、設計者等の参加意欲を反映し、技術的適性を的確に把握するため、あらかじめ設計業務の概要及び参加資格等を公示し、技術提案書の提出を希望する設計者等から参加表明書の提出を求め、提出された参加表明書により参加資格の審査を行い、技術提案書の提出を要請する設計者等（以下「参加要請者」という。）を選定した後に、当該設計者等から技術提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該設計業務の内容に最も適した受託者を特定する手続きをいう。

2 標準型プロポーザル方式（以下「標準型」という。）とは、設計業務の設計者等を選定する場合において、一定の条件を満足する設計者等から技術提案書の提出を求め、かつヒアリングを実施し、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該設計業務の内容に最も適した受託者を特定する手続きをいう。

3 簡易型プロポーザル方式（以下「簡易型」という。）とは、設計業務の設計者等を選定する場合において、一定の条件を満足する設計者等から技術提案書の提出を求め、提案内容の審査及び評価を行うことにより、当該設計業務の内容に最も適した受託者を特定する手続きをいう。

4 前3項に規定する手続きの流れは、別表に示すとおりとするものとする。

（公募型に係る技術提案書の提出を希望する設計者等の公募）

第4 建設部長は、公募型に係る技術提案書の提出を希望する設計者等（以下「提出希望者」という。）の公募を開始するにあたり、次の各号に掲げる事項を公示し、公募型プロポーザル方式実施説明書（以下「説明書」という。）を配布するものとする。

- (1) 業務概要に関する事項
- (2) 第4項に規定する参加資格の要件に関する事項
- (3) 参加要請者の選定に関する評価基準
- (4) 第10第2項に規定する技術提案書及びヒアリングの内容に関する評価基準
- (5) 北海道建築設計者選定審査委員会の委員名
- (6) 説明書の配布期間、場所及び方法
- (7) 参加表明書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (8) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
- (9) その他必要と認める事項

2 提出希望者は、参加表明書に第9第5項第1号から第2号までに掲げる事項を記した書類を添えて、建設部長に提出しなければならない。

3 建設部長は、参加表明書の提出期限の設定にあたっては、説明書の配布を開始する日の翌日から起算しておおむね10日とするものとする。

4 提出希望者は、次の各号に掲げる参加資格の要件（以下「公募型参加資格要件」という。）に該当するものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないものであること。
- (2) 財務規則第143条の規定に基づき知事が作成した競争入札参加資格者名簿（建築設計関係）に記載されていること。
- (3) 競争入札参加資格者指名停止事務処理要領（平成4年9月11日付け局総第461号）第2第1項の規定による指名の停止を受けていないこと。また、指名の停止を受けたが、既にその停止の期間を経過していること。
- (4) 建築士法（昭和25年5月24日法律第202号）第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を行っていること。
- (5) 設計等共同体の場合にあつては、別に定める設計等共同体としての要件も満たしていること。ただし、設計等共同体として参加する場合は、その構成員は、単体企業又は他の設計等共同体の構成員として参加することはできない。
- (6) その他必要と認められる要件

（参加要請者の選定）

第5 標準型及び簡易型にあつては、建設部長は、参加要請者の選定を行おうとするときは、事務依頼要領第3第2項に定めるところにより、出納局長に指名選考委員会に係る事務（技術提案を求める者の選考の審議に係る事務）を依頼するために必要な事務手続きを行うものとする。

2 公募型にあつては、建設部長は、第4第2項で提出された書類に基づき、資力、信用、履行能力等の状況その他必要な事項について評価し、参加要請者を選定する。

（公募型に係る参加要請者の選定結果の通知）

第6 公募型にあつては、建設部長は、第5第2項の選定結果について、参加要請者及び同項で選定しなかった技術提案書の提出を要請しない設計者等（以下「非参加要請者」という。参加表明書の審査において公募型参加資格要件を満たさなかった設計者等を含む。）に通知するものとする。

この場合、非参加要請者への通知には、参加要請をしない理由を付すものとする。

2 建設部長は、前項の非参加要請者に対する通知には、当該通知をした日の翌日から起算して5日（北海道の休日に関する条例（平成元年条例第2号）に規定する休日（以下「休日」という。）を含まない。）以内に参加要請されなかった理由の説明について求めることができる旨、併せて通知するものとする。

3 建設部長は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非参加要請者に対し書面により回答するものとする。

（選定経過の公表）

第7 建設部長は、第6第1項の通知をしたときに、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 業務名
- (2) 公告日
- (3) 参加表明書提出者数

（意思確認）

第8 建設部長は、第5で選定された設計者等に対して、技術提案書の提出について意思確認を行うものとする。

2 前項の意思確認を受け、技術提案書の提出を承諾する設計者等は、提出意思確認書を建設部長に提出しなければならない。

3 建設部長は、提出意思確認書の提出期限の設定にあつては、第1項の意思確認を行った日から起算しておおむね2日（休日を含まない。）とするものとする。

4 公募型にあつては、第4第2項の参加表明書の提出をもって、意思確認を行ったものとみなすものとする。

（技術提案書の提出要請）

第9 建設部長は、第8で確認された提出意思のある設計者等に対し、技術提案書の提出を要請するものとする。

2 前項の提出要請をする場合に、次の各号に掲げる事項を記した応募要項を添付するものとする。

- (1) プロポーザルの目的、対象施設の概要、設計条件等

- (2) 第10第2項に規定する技術提案書及びヒアリングの内容に関する評価基準
 - (3) 北海道建築設計者選定審査委員会の委員名
 - (4) 技術提案書の提出期限並びに提出場所及び方法
 - (5) 技術提案書の作成書式及び記載上の留意事項
 - (6) 技術提案書の著作権、その他の取扱い
 - (7) 設計業務の委託に関する事項
 - (8) その他必要と認める事項
- 3 建設部長は、技術提案書の提出期限の設定にあたっては、第1項の提出要請を行った日の翌日から起算しておおむね21日間（簡易型にあつては14日間）とするものとする。
 - 4 公募型及び標準型にあつては、質問の受付期間を、提出要請を行った日から起算しておおむね5日間とするものとする。なお、原則として、簡易型にあつては、質問の受付を行わないものとする。
 - 5 技術提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとする。
 - (1) 管理技術者及び各主任担当技術者の経験及び能力
 - (2) 業務の一部の再委託に関する事項
 - (3) 業務の実施方針、手法及び提案
 - (4) その他必要と認める事項
 - 6 公募型にあつては、第4第2項の参加表明書の添付書類を技術提案書の提出書類とみなす。

（受託者の特定）

- 第10 建設部長は、プロポーザル方式による設計者等の選定を行うため、北海道建築設計者選定審査委員会条例に基づき設置する北海道建築設計者選定審査委員会（以下「審査委員会」という。）において、技術提案書及びヒアリング（簡易型にあつては技術提案書のみ）の内容の審査及び評価を行い、当該設計業務の内容に最も適すると認められる設計者等を選定した後、事務依頼要領第3第2項に定めるところにより、出納局長に指名選考委員会に係る事務（随意契約の参加者の指名選考の審議に係る事務）を依頼するために必要な事務手続きを行うものとする。
- 2 技術提案書及びヒアリングの内容に関する評価基準は、次の各号に掲げる事項について定め、技術提案書の選定方法等と併せ、当該設計業務の内容に応じ、審査委員会において決定するものとする。
 - (1) 建築設計事務所の業務経歴等
 - (2) 技術職員の経験及び能力
 - (3) 業務の実施方針及び手法
 - (4) 技術提案の内容
 - (5) その他必要と認める事項
 - 3 建設部長は、第1項の審議結果に基づき、特定された者及び特定されなかった者（以下「非特定者」という。）に書面により通知するものとする。
 - 4 建設部長は、前項の非特定者に対する通知には、当該通知をした翌日から起算して5日（休日を含まない。）以内に特定されなかった理由について求めることができる旨、併せて通知するものとする。
 - 5 建設部長は、前項の理由を求められたときは、原則として理由を求めることのできる最終日の翌日から起算して5日以内に、非特定者に対し書面により回答するものとする。

（選定結果の公表）

- 第11 建設部長は、第10第3項の通知をしたときに、次に掲げる事項を公表するものとする。
- (1) 業務名
 - (2) 特定した提案者名
 - (3) 特定した日
 - (4) 提案を求めたテーマ
 - (5) 審査結果（各提案者の順位及び評価点。なお、プロポーザル参加者名は除く。）

（事務局）

- 第12 プロポーザル方式による設計者等選定実施に関する庶務を処理するため、事務局を建築局計画管理課に設置する。

(補則)

第13 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附則

この要綱は、平成13年5月18日から施行する。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成24年3月22日から施行する。

附則

1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

2 議会庁舎の建築設計者の選定に係る特例

(1) 議会庁舎(北海道議会の活動のために必要な建築物及びこれに付属する施設をいう。以下同じ。)に係る設計業務についてプロポーザル方式での設計者選定においては、第4第3項本文中「10日」とあるのは「公告の中で定めた日数」と読み替えるものとする。

(2) 議会庁舎に係る設計業務についてプロポーザル方式での設計者選定においては、第9第3項本文中「14日」とあるのは「公告の中で定めた日数」と読み替えるものとする。

(3) 議会庁舎に係る設計業務についてプロポーザル方式での設計者選定においては、第10第1項本文中「北海道建築設計者選定審査委員会」とあるのは「議会庁舎建築設計者選定審査委員会」と読み替えるものとする。

(4) 議会庁舎に係る設計業務についてプロポーザル方式での設計者選定においては、第12第1項本文中「建築局計画管理課」とあるのは「建築局建築整備課」と読み替えるものとする。

附則

この要綱は、平成30年5月29日から施行する。

附則

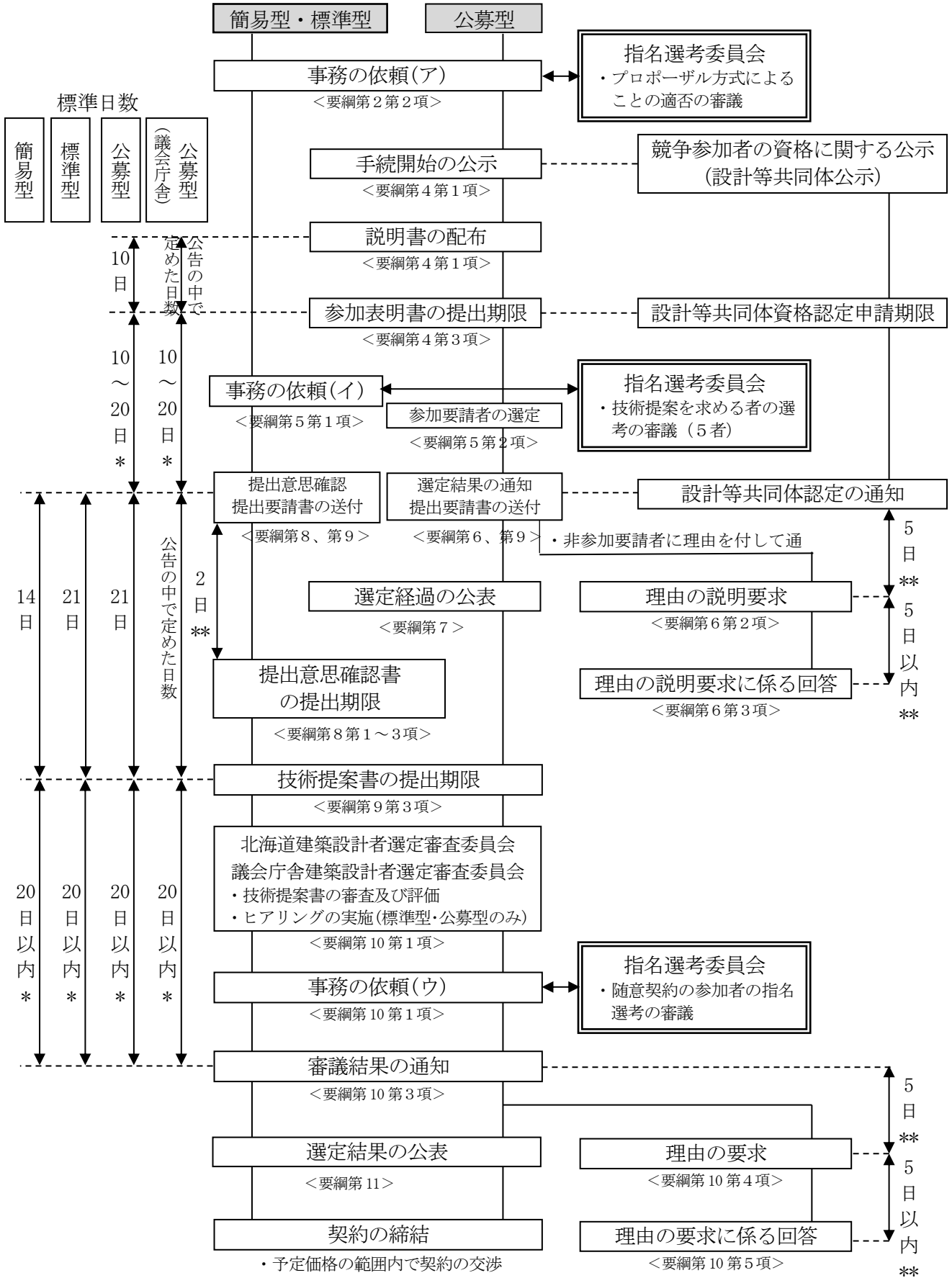
この要綱は、令和5年3月16日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月12日から施行する。

別表（要綱第3第4項）

プロポーザル方式の手続きの流れ



* 適宜短縮可能

** 北海道の休日に関する条例(平成元年条例第2号)に規定する休日を含まない。